

意欲と能力のある林業経営者選定基準

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(1)	生産量の増加又は生産性の向上	<p>I</p> <p>a) 直営施業 生産量（一部を他社への請負により生産する木材を含む。以下同じ。）を一定の割合（5年間で約2割とする。以下同じ。）以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準（生産量に関し 3,100m<sup>3</sup>/年、生産性に関し間伐 4.5m<sup>3</sup>/人日、主伐 6.2m<sup>3</sup>/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 また、生産性について、一定の割合以上で向上させる目標を有している（ただし、生産性の実績が一定の水準（間伐 4.5m<sup>3</sup>/人日、主伐 6.2m<sup>3</sup>/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有している）林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 ① 前回登録の生産量又は生産性目標に対して7割以上達成していること。 ② 生産量（一部を他社への請負により生産する木材を含む。以下同じ。）を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準（生産量に関し 3,100m<sup>3</sup>/年、生産性に関し間伐 4.5m<sup>3</sup>/人日、主伐 6.2m<sup>3</sup>/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 ① 前回登録の生産量目標に対して、7割以上達成していること。 ② 生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 また、生産性について、一定の割合以上で向上させる目標を有している（ただし、生産性の実績が一定の水準（間伐 4.5m<sup>3</sup>/人日、主伐 6.2m<sup>3</sup>/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有している）林業経営者への請負に努めること。</p>	○		

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(2)	生産管理又は流通合理化等	<p>I</p> <p>a) 直営施業 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めていること。</p>	○		I、IIのいずれかに取り組んでいること
		<p>II 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p>	<p>II 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p>			

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(3)	造林・保育の省力化・低コスト化	<p>I</p> <p>a) 直営施業 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による造林・保育 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営による造林・保育 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による造林・保育 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めていること。</p>		○	「人工林皆伐再造林にかかる新しい技術について」(平成26年3月28日森林・林業振興局)の取組についても参考にする事。
(4)	主伐後の再造林の確保	<p>I 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること(主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する他の林業経営者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。)</p> <p>II 主伐後に適切な更新を行うこと(市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。)。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>	<p>I 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること(主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する他の林業経営者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。)</p> <p>II 主伐後に適切な更新を行うこと(市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。)。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>	○	○	<p>I、IIの両方に取り組んでいること</p> <p>経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある事に留意。</p> <p>再造林の適地の判断については、「人工林皆伐再造林にかかる新しい技術について」(平成26年3月28日森林・林業振興局)3(8)も参考にする事。</p>

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(5)	生産や造林・保育の実施体制確保	<p>I 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績（連続していることを要さない。以下同じ。）を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること（3年以上に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で1年間の課程を修了し、かつ2年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。）。</p> <p>II 以下のいずれかの者を雇用（経営者等が該当する場合も含む。）していること、又は雇用する目標を有していること。  ・フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）  ・森林施業プランナー  ・森林作業道作設オペレーター  ・技術士（森林部門）  ・林業技士（林業経営・林業機械部門、森林総合監理部門）  ・フォレスター（森林総合監理士）又は林業普及指導員（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）  ・公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が林業技術指導師養成事業及び作業班長等実践力向上事業により実施する研修を受講した者</p>	<p>I 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績（連続していることを要さない。以下同じ。）を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること（3年以上に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で1年間の課程を修了し、かつ2年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。）。</p> <p>II 以下のいずれかの者を雇用（経営者等が該当する場合も含む。）していること。  ・フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）  ・森林施業プランナー  ・森林作業道作設オペレーター  ・技術士（森林部門）  ・林業技士（林業経営・林業機械部門、森林総合監理部門）  ・フォレスター（森林総合監理士）又は林業普及指導員（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）  ・公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が林業技術指導師養成事業及び作業班長等実践力向上事業により実施する研修を受講した者</p>	○	○	I、IIすべてを満たしていること。

番号	取組事項	新規選定基準	適用		備考	
			素材生産	造林保育		
(6)	伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>I</p> <p>a) 直営施業 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。）。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っている（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。）林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。）。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っている（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。）林業経営者への請負に努めること。</p>	○	○	<p>行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。</p> <p>また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</p>

番号	取組事項	新規選定基準	適用		備考	
			素材生産	造林保育		
(7)	雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>I</p> <p>a) 直営施業 以下のすべてを満たしていること。 ① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。 ② 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組(以下「労確法に基づく取組等」という。)を行っていること。 ③ 現場作業職員等(事業主自身を含む。以下同じ。)に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 ⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く) ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 以下のすべてを満たしている林業経営者への請負に努めること。 ① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。 ② 労確法に基づく取組等を行っていること。 ③ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 ⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く) ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 以下のすべてを満たしていること。 ① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。 ② 労確法に基づく取組等を行っていること。 ③ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 ⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く) ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 以下のすべてを満たしている林業経営者への請負に努めること。 ① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。 ② 労確法に基づく取組等を行っていること。 ③ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 ⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く) ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出</p>	○	○	<p>労確法に基づく取組等とは、例えば以下の取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場作業員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修、実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実等の雇用管理の改善</li> <li>リスクアセスメント、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等による安全診断・指導等の労働安全対策</li> </ul>

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(8)	常勤役員の設置	I 法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、平成31年4月1日から起算して、3年を経過した日以降最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	I 法人においては常勤の役員を設置していること。	○	○	
(9)	経理的な基礎	I a) 法人の場合 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。 b) 個人の場合 直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 II 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。	I a) 法人の場合 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。 b) 個人の場合 直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 II 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。	○	○	I、IIすべてを満たしていること。 これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

注1：新規選定基準欄の(2)～(5) I、(6)、(7)に関しては、1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含める。